

DISCLOSURE MARINE REPORT 2018



静岡県信用漁業協同組合連合会

目次

ごあいさつ	1
経営方針	2
事業方針	2
JF マリンバンクあんしん体制	3
コンプライアンスへの取組み	4
金融 ADR 制度への対応	6
リスク管理態勢	7
漁業者等の経営改善に向けた取組み	8
トピックス	9
地域の活性化に関する取組み	10
事業の実績	11
貯金業務	12
貸出業務	13
サービス・手数料	15
役員等の報酬体系	16
組織	17
店舗一覧	18
ATM設置店舗	19
沿革・歩み	20
資料編	22

静岡県信用漁業協同組合連合会の概況

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

創 立	昭和 24 年 10 月
本 所 所 在 地	静岡県静岡市葵区追手町 9 番 18 号
総 資 産	138,954 百万円
貯 金 残 高	125,625 百万円
貸 出 金 残 高	27,011 百万円
出 資 金	6,825 百万円
役 職 員 数	106 人
店 舗 数	12 店舗
自 己 資 本 比 率	16.36%

- ・ 本誌は、水産業協同組合法第 58 条の 3(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)で定める開示項目に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
- ・ 記載金額は、原則として単位未満を切捨てて表示しておりますので、合計が内訳数値の合計と一致していない場合があります。

ごあいさつ



平素より当連合会をご利用、お引き立てをいただきありがとうございます。ごあいさつ

当連合会の平成 29 年度事業・活動状況などにつきまして、皆様にご紹介するため ディスクロージャー誌『MarineReport2018』を作成いたしました。この冊子により、皆様の当連合会へのご理解をなお一層深めていただければ幸いです。

平成 29 年度におきましては、『中期経営計画（平成 28～平成 30 年度）』の 2 年度目として、計画の基本方針に掲げる「水産金融機能の提供」に基づき、役職員一丸となって取り組んだ結果、経常利益は 1 億 8 千 8 百万円を計上し、当期剰余金は 1 億 8 千 6 百万円となりました。

また、金融機関の健全性を示す自己資本比率については、平成 29 年度末で 16.36%となり JF マリンバンクの定める基準 8% を大きく上回る結果となっております。

これもひとえに皆様のご理解・ご協力によるものと厚く御礼申し上げます。

今後も、経営方針である「水産金融機能の提供」のもと会員・関係団体などとの一体的な連携体制の強化に努めるとともに JF マリンバンク静岡として、水産金融機関としての使命と責任を十分に認識し、会員・利用者・関係団体の皆様のご負託に応えるため、鋭意取り組んで参ります。

平成 30 年 6 月

代表理事会長 **宮原 淳一**

経営方針

当連合会は、会員・関係団体等との連携体制を維持し、健全経営を維持しながら、将来にわたって水産金融機能を提供していくことを経営方針に掲げております。

平成 29 年度においては「中期経営計画」に基づき、より強固なJFマリンバンク運営体制の実現に向け役職員一丸となって取組んでまいります。

(1) JF マリンバンク運営体制の信頼性確保

「JF マリンバンク基本方針」に基づき、信頼性の確保と県下水産業界への金融機能提供のため、経営体制及び事業収益基盤の強化による安定的な経営の維持と水産金融機関としての機能を発揮し JF マリンバンク運営体制の信頼性を高めます。

(2) 水産金融機関としての役割の強化

水産金融機関としてさらなる機能強化を図り、地域金融機関として安定的な経営基盤を確立できるよう、会員・関係団体等と更なる連携強化を図りながら県下水産業の発展に向けて取組みます。

事業方針

平成 30 年度は、「中期経営計画(平成 28～30 年度)」の最終年度として当該基本方針に基づき、JFマリンバンク運営体制の信頼性確保・水産金融機関としての役割強化に向け次の諸施策に取り組めます。

経営基盤の整備・強化

- (1) 次期中期経営計画策定
- (2) 会員等との連携体制の維持・強化
- (3) 県下水産業の振興への貢献
- (4) 店舗運営・業務管理体制の整備強化

経営の健全性の確保

- (1) JFマリンバンク基本方針の遵守
- (2) 法令等遵守態勢維持・強化
- (3) リスク管理態勢の整備(リスク管理態勢の見直し)
- (4) 財務基盤の充実

事業収益基盤の強化

- (1) 事業推進強化による貯金・貸出金の増強
- (2) 余裕金運用強化

JFマリンバンクあんしん体制

JFマリンバンクについて

わが国の漁業協同組合(漁協)、水産加工業協同組合(水加協)は、「一人は万人のために・万人は一人のために」を基本理念に、漁業者・水産加工業者が、協同の力で経済的・社会的地位の向上を図ることを目的につくられました。(設立の根拠となる法律は「水産業協同組合法」です。)

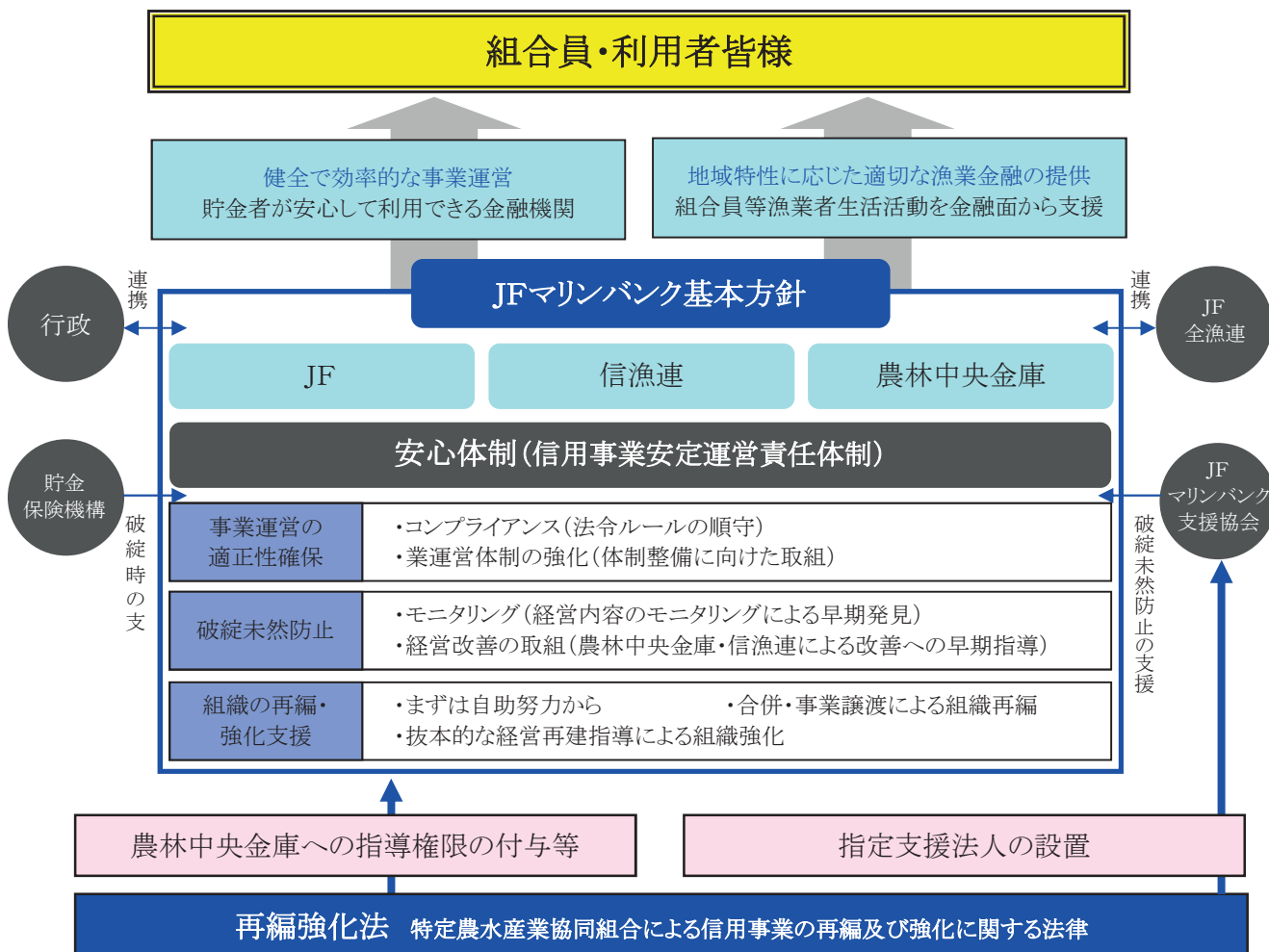
この市町村段階の漁協・水加協の出資による県段階の協同組合金融機関が当連合会であり、また、県段階の連合会等の出資による全国段階の協同組合金融機関として、農林中央金庫、指導・経済団体として全国漁業協同組合連合会(全漁連)があります。

これら市町村段階から全国段階に至る協同組合組織全体を(漁協系統組織)といい、特に信用事業(金融業務)を扱う組織の総称をJFマリンバンク(漁協系統信用事業)といいます。このJFマリンバンクの運営は、農林中金が定める厳格な基本方針に則り行うことが必要となっており、方針に則った各JFマリンバンクの健全経営を基本として、全国組織の安全性を確保しております。

グループの総合力で貯金を守る「あんしん体制」

JFマリンバンクは、組合員・利用者皆様の信頼に応えるため、「信用事業安定運営責任体制(あんしん体制)」により、健全で安心な事業運営を行っています。

JF・信漁連・農林中央金庫が一体となり、万全な体制でご利用者皆様の財産をお守りします。



コンプライアンス(法令等遵守)への取組み

「コンプライアンス」とは、日常業務を遂行する上で関わってくる数多くの法令をはじめ、当連合会規程、倫理、社会的規範にいたるまでのあらゆるルールを厳正に遵守することをいいます。

当連合会では、会員等利用者様から一層の信頼を確保するため、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、役職員一人ひとりが法令等遵守を常に心がけながら業務を実践し、健全な業務運営確保に向けた取組みを行っております。

コンプライアンス・プログラム

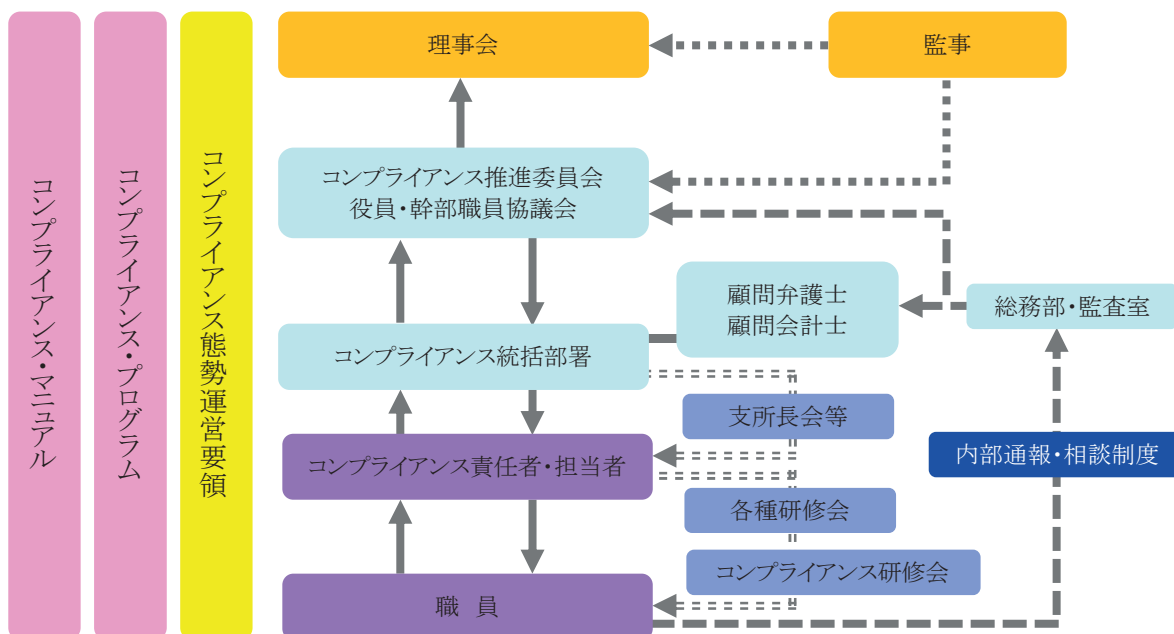
当連合会では、「コンプライアンス」実現のための具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を、毎年度策定し実践しております。

コンプライアンス態勢

当連合会では、監査室を「コンプライアンス統括部署」として定め、コンプライアンス全般にかかる統括を行うとともに、各部署に「コンプライアンス責任者」、「コンプライアンス担当者」を設置し、コンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

また、コンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・協議を行う機関として、専務理事を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を定期的開催し、コンプライアンス・プログラム、法令等遵守状況や不祥事未然防止取組みの実施状況等について協議を行い、定期的に理事会へ付議・報告を行っております。

<コンプライアンス体制図>



コンプライアンス規程集

当連合会では、役職員の具体的な行動指針である「倫理憲章」、金融商品の販売等の勧誘にあたり遵守すべき指針である「勧誘方針」を含めた、当連合会役職員が遵守すべき法令等を解説した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員全員に配布するとともに、研修会、勉強会を定期的開催し、コンプライアンス意識の醸成を図り、組織的なコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。

倫理憲章

(漁協系統信用事業の使命)

1. 協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者様からの揺るぎない信頼の確立を図る。

(質の高い金融サービスの提供)

2. 漁業生産ならびに会員等利用者の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて、地域経済・社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. 水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な運営を遂行する。

(反社会的勢力との対決)

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

(会員等利用者・地域社会とのコミュニケーション)

5. 経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした漁協系統らしい活動等を通じて、会員等利用者はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様の立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆様に対して、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当連合会においては、利用者皆様からのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応いたします。具体的には①利用者サポート等管理責任者の設置②ご相談・苦情等総括責任者・担当者を設置を行い、利用者皆様からのご相談・苦情等については、誠実に受け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部署との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

【ご相談・苦情等の窓口】

本所業務部	054-629-8682	西伊豆支所	0558-53-2707	御前崎支所	0548-63-0395
下田支所	0558-22-1840	沼津支所	0558-97-5985	浜名支所	053-597-0540
伊豆伊東支所	0557-36-8413	由比支所	054-388-2233		

受付時間:午前 8 時 30 分～12 時 午後 1 時～5 時(土日・祝日及び金融機関の休日を除く)

・上記以外のほか下記の窓口でも受け付けます。

JFマリンバンク静岡県苦情相談所 電話番号:054-273-4415

・全国JFマリンバンク相談所でも、JFマリンバンクに関するご相談・苦情等をお受けしております。

全国JFマリンバンク相談所 電話番号:03-3294-9670

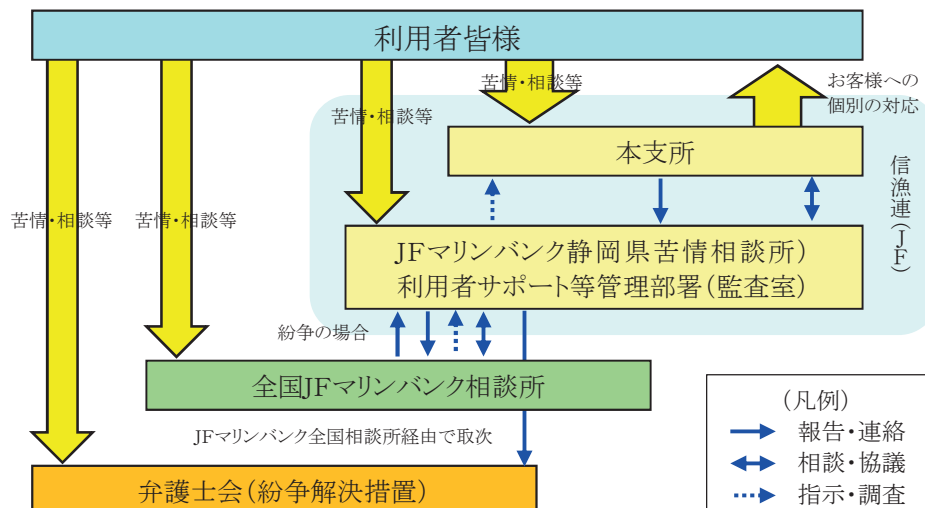
受付時間:午前 9 時 30 分～12 時 午後 1 時～5 時(土日・祝日及び金融機関の休日を除く)

紛争解決措置

苦情等のお申出については、当連合会が対応いたしますが、納得のいく解決ができず、利用者の皆様が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、全国JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。(JFマリンバンク相談所は東京・第一東京・第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します。)なお、利用者皆様が直接弁護士会に紛争解決を申立てることも可能です。

●東京弁護士会 紛争解決センター	電話番号:03-3581-0031
●第一東京弁護士会 仲裁センター	電話番号:03-3595-8588
●第二東京弁護士会 仲裁センター	電話番号:03-3581-2249

当連合会は、下図のような態勢で利用者皆様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します



リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展並びにIT化による金融技術の発展等により、金融機関の業務はますます多様化し、管理するリスクも複雑かつ多岐にわたり、量的にも拡大しております。こうした環境の中、健全性の高い経営を確保していくために、自己責任に基づき様々なリスクを的確に把握し、管理していくことが求められております。

当連合会は、このようなリスクを十分認識し、リスクの評価・分析及び改善を行い、経営の健全性維持と安定的な収益性、成長性の確保を図るため、リスク管理態勢の充実・強化に努めております。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、各リスク・カテゴリー（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク）ごとのリスクを質的又は量的に評価し、さらに本会全体のリスクの統合的評価を行い、経営体力（自己資本）と比較・対照することにより、自己管理型のリスク管理を行うこととなります。

また、資産・負債の総合的分析である ALM 分析（収支変動予測、資金ギャップ分析）結果を踏まえ、予測される将来リスクを早期に認識・対応することより、健全な業務運営を行っております。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、貸出金について、独立した審査部署を設置し、融資顧客情報管理システムに基づく取引先格付制度を導入して厳正な審査を行っております。また、取引先の財務内容悪化等による対応方針の審議、信用格付の厳しい取引先にかかる経営改善指導や長期の固定化債権の回収にかかる協議会を設け、取組んでおります。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券価格等の市場の変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動して損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、年度、四半期、月次の資金運用方針を定め、有価証券等の総合管理を行うとともに、経済見通しを踏まえ、余裕金運用戦略を策定する運用協議会を開催し取組んでおります。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、信用悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなるリスクや、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされる等により被るリスクをいいます。

当連合会では、所管部署による月次、週次、日次による適切な資金繰り管理を行うとともに、農林中金への流動性預け金を基本に、常に非常時における調達手段を準備しております。

また、資金繰りの逼迫度、資金計画と実績の乖離等を踏まえ、資金繰り戦略の運用協議会を開催しております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、職員の行動、システムが不適切であること若しくは機能しないこと、または外生的な事象により損失が発生するリスクをいいます。

当連合会では、事務リスク、システムリスク、風評リスクをオペレーショナル・リスクとし、管理を行っております。また事務上の事故、苦情・問い合わせ等で把握した問題点の発生原因分析・再発防止策の検討を行い、改善に取り組んでおります。

漁業者等の経営改善に向けた取組み

中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

当連合会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のご利用者皆様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当連合会の最も重要な役割の1つ」として位置付け、当連合会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け取組んでまいります。

中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

円滑な県下漁業融資の実現に向け、水産金融相談員を設置し、漁業者等に対する相談機能を発揮することにより、漁業経営全般の底上げを図り、もって、経営の健全化ならびに信用事業の健全化に努めています。

また、国家資格である水産業協同組合監査士及び日本政策金融公庫が主催する水産業経営アドバイザーの資格取得、水産関係マネジメント人材育成研修等へ参加し、経営支援に係る人材育成に努めています。

中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

県下の漁業者等に対しては、制度資金を活用し資金需要に的確に応えるとともに、資金繰り支援・経営課題に関する相談・アドバイス・経営者保証に関するガイドラインに基づく取組みを通じて、中小漁業者等の健全な事業運営の下支えとなる取組を行っています。

漁業者、水産加工業者への具体的な経営支援として、以下の取組みを行っています。

- 1.もうかる漁業の参画者に対する融資対応ならびに経営支援
- 2.不漁時における不漁対策資金取扱いによる漁業経営の下支え
- 3.経営改善計画策定支援
- 4.日本政策金融公庫との業務協力協定による情報交換、協調融資態勢の確立
- 5.静岡県水産加工業協同組合との業務協力協定締結による水産加工業者への制度資金紹介による支援
- 6.県下の水産物を利用した水産物PRならびに魚食拡大を図るためのキャンペーンの実施
- 7.生産者と加工流通業者のビジネスマッチング
- 8.静岡県と協調した6次産業化に対する取組み支援
- 9.未利用魚の利用支援
- 10.水産業競争力強化緊急事業における「水産業競争力強化緊急施設整備事業」「浜の担い手漁船リース緊急事業」「漁船漁業構造改革緊急事業」「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」等への参画ならびに制度利用者に対する融資対応ならびに経営支援

トピックス

貯金キャンペーン

毎年恒例の、「夏の感謝まつり」、「海の恵みキャンペーン！！」を含む年3回のキャンペーンを展開し、戸別訪問によるPR及び貯金獲得に向けた推進活動を実施しました。

多くのご利用者皆様からお申し込みをいただき、いずれも目標値を大きく上回る実績となりました。

また、「海の恵みキャンペーン！！」では、東海3県の信漁連共同企画として、各県の水産物を抽選でプレゼントするキャンペーンを実施し大きな反響がありました。

JF マリンバンク静岡
静岡県信用漁業協同組合連合会

JF マリンバンク静岡
静岡県信用漁業協同組合連合会

水産金融相談員活動について

当連合会では、県内の漁業者・水産加工流通業者等の持続的発展を目的に、平成28年10月より「水産金融相談員制度」を創設し活動しております。

平成29年度においては、漁協組合員への直接訪問を取組みの柱として位置づけ、よりきめ細かな対応を図るため、相談員を14名に増員いたしました。これにより県内全ての漁協組合員を直接訪問し、競争力強化事業等の補助事業の周知・漁業近代化資金等の融資制度説明とともに経営相談に応じながら、県内漁業者を金融面で支えてまいります。



水産金融相談員会議の風景

地域の活性化に関する取組み

ふれあい貯蓄運動

平成 29 年 9 月 1 日～10 月 31 日にかけて、「ふれあい貯蓄運動 2017」を実施しました。

県下各漁協・水産加工協の特撰水産物をプレゼントし、利用者・県内外のさまざまな地域の皆様に静岡県内の水産物をPRするとともに、魚食及び水産加工品の普及にも力を注いでおります。

第 52 回静岡県海の子の作品展

漁村地域における文化・教育活動の一環として、特に次代を担う海の子を対象に「豊かな海」と「漁業」について理解を深め、漁業に夢をもった子供たちを育てることを目的として、県下小中学生から、海または漁業・海の環境保全・資源管理等に関する絵画を募集し作品展を開催しました。

静岡県知事賞



うみをおよいだよ
小学 1 年 中村芽丘さん



黄昏の港
中学 3 年 中川結陽さん

水産祭り等イベントへの参加について

当連合会は、地域漁協が主催する水産祭り等のイベントに積極的に参加し、漁協職員と協力して地元の水産物の販売応援や漁船への体験乗船受付等を行い、来客者に対して漁業・水産物のPRする活動を通じて地元漁業の振興に取り組んでおります。



御前崎みなとかつお祭りの風景

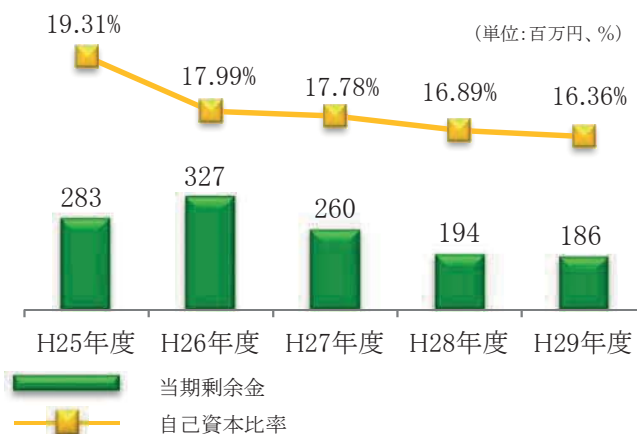
事業の実績

当期剰余金及び自己資本比率

計画目標収支の達成に向けて、事業推進強化による事業収益基盤の強化の取組みに努めた結果、経常利益は1億8千8百万円を計上、当期剰余金は1億8千6百万円となりました。

また、自己資本比率は16.36%となり、JFマリンバンク基本方針で定める健全性の基準(系統自主ルール)の8%以上の確保)を充たしております。

当期剰余金・自己資本比率の推移



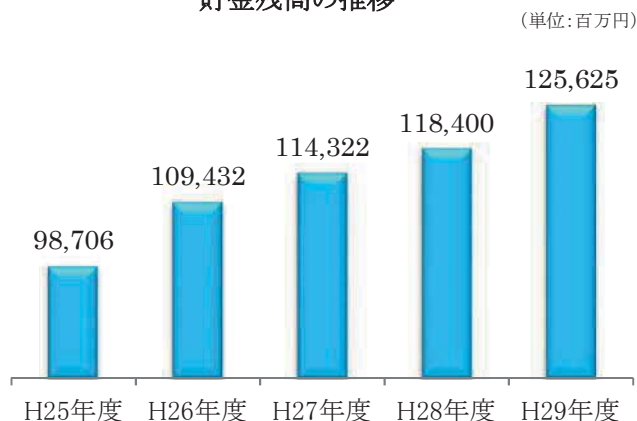
貯金業務

「夏の感謝まつり」、「ふれあい貯蓄運動2017」、「海の恵みキャンペーン!!」の年3回(6カ月間)のキャンペーンを実施しました。

特に、「海の恵みキャンペーン!!」は初めての東海3県信漁連合同企画によるキャンペーンを実施しました。

平成30年3月末の貯金残高は、貯金推進活動の取組み及び公金貯金の増加により前年度と比べ+72億円(+6.10%)の1,256億円となりました。

貯金残高の推移



貸出業務

漁業者、水産加工業者に対し全漁連・農林中央金庫の利子補給助成制度を活用した漁業近代化資金の利用促進等を実施しました。

平成30年3月末の貸出金残高は、約定返済、不良債権処理等の影響により前年度と比べ△9億円(△3.36%)の270億円となりました。

貸出金残高の推移



貯金業務

会員、会員の組合員、地域内にお住まいの個人、法人の皆様から貯金をお預かりしております。

貯金の種類

貯金名	内容	預入期間	預入単位等	
総合口座	普通貯金に定期貯金をセットすることで自動融資機能(定期担保)を持たせた大変便利な通帳です。「引き出す・貯める・借りる・支払う・受取る」という機能を備えています。			
普通貯金 (決済用貯金含む)	個人の財布代わりにご利用いただける出し入れ自由な貯金です。 決済用を選択された場合は、無利息となります。	自由	1円以上 1円単位	
当座貯金	商取引の決済に欠かせない小切手や手形をご利用いただくための貯金です。	自由	1円以上 1円単位	
納税準備貯金	納税の資金をお預かりする口座です。払い戻しは納税に限り、お利息は非課税になります。	自由	1円以上 1円単位	
貯蓄貯金	貯金残高に応じて金利が5段階でアップします。貯蓄をしながら払い戻しも自由にできます。※金融情勢によっては、複数の金利が同一となる場合があります。	自由	基準残高 Ⅰ型 30万円以上 Ⅱ型 10万円以上	
通知貯金	7日以上のお預入が必要な貯金です。一時的な余裕金の運用に有利です。	7日以上	5万円以上 1円単位	
定期貯金	期日指定定期	1年複利で1年据置き後は1ヶ月前の通知でいつでも払い戻しができます。	1年以上 3年以内	1円以上 1円単位 300万円未満
	スーパー定期	まとまった資金を効率よく運用するのに最適な定期貯金です。	1ヶ月～ 5年	1円以上 1円単位
	大口定期	1,000万円以上の資金を安全確実に運用するのに最適は定期貯金です。	1ヶ月～ 5年	1,000万円以上 1円単位
	変動金利定期	預入日から6ヶ月ごとに金利が変動する定期貯金です。金利変動リスクにご留意ください。	1・2・3年	1円以上 1円単位
積立定期貯金	積立定期	毎回の積立金を個々の定期貯金として受け入れます。	1年以上 5年以内	1円以上 1円単位
	漁協積立 (Ⅰ型)	漁業廃業、被災、極端な水揚げ不振等の備えのために積立しておく貯金です。対象は漁協組合員(個人)のみとなります。	1年	1円以上 1円単位
	漁協積立 (Ⅱ型)	毎月の一定額の積立金額を1年ごとにとりまとめ、最終満期日まで自動継続します。また、目的に応じ一部払い戻しもできます。	1年	1円以上 1円単位
定期積金	毎月一定額を積み立てていただきますので必要な資金が無理なく確実に貯まります。	6ヶ月～ 7年	1回の掛金 100円以上 1円単位	

(注)貯金規定集の内容をご確認いただき不明な点は店頭窓口でお尋ねください。

貸出業務

漁業者等の経営基盤の強化を図るため、漁業近代化資金、漁業経営改善促進資金、漁業経営対策資金等の諸制度を活用し、漁業・水産加工業の設備資金、事業資金の需要に積極的に対応しております。

また、生活関連資金として、漁協系統住宅資金、漁協フリーローン、JFローン等の個人ローンを取扱うなど、地域に密着し、利用しやすい金融機関を目指し取組んでおります。

制度資金貸出

漁業者・水産加工業者の皆様は、漁業設備の近代化や経営改善等を進めるときに、国や地方公共団体から利子補給を受けることができます。このような低利で融資される一連の政策上の融資制度が「水産業制度融資」です。

「水産業制度融資」には、それぞれの目的に応じてさまざまな種類の資金がありますが、主に次表のとおりご利用できます。

(平成30年5月31日現在)

資金の種類 資金を必要とする理由	漁業近代化資金	漁業経営維持安定資金	漁業経営再建資金	漁業経営対策資金	漁業再編緊急対策資金	漁業経営改善促進資金	漁業経営高度化促進支援資金	沿岸漁業改善資金
漁船を建造、購入、改造する場合	○							○
漁船用機器(推進機関、魚探、レーダー等)を購入する場合	○							○
漁具倉庫、加工施設、冷蔵庫などを建設する場合	○							
加工機械を購入する場合	○							
水産物運搬車、場内運搬機械などを購入する場合	○							
漁網や養殖用いかだを購入する場合	○							
養殖用の種苗を購入する場合	○							
漁ろうの際の安全性を向上させる場合								○
これから漁業を開始する場合	○							○
負債整理が必要な場合		○	○					
経営の安定のために運転資金が必要な場合				○	○	○		
資源管理や流通高度化の取組みを行う場合							○	

事業資金

漁業者・水産加工業者等皆様の事業運営に必要な運転資金や設備資金として、次のような貸出(要綱融資)を取扱っております。

(平成30年5月31日現在)

資金の概要 種類	資金用途	融資限度額	融資期間
水産業 短期運転資金	漁業、水産加工業等の経営に必要な短期の経常運転資金	資金用途に応じた必要額	手形:1年以内
水産業 中期運転資金	新規事業、業種転換、生産設備拡大等に伴う初度的資金や過年度の固定資産見合短期資金、軽微な赤字見合資金等の財務改善を通じた経営体質の強化を図る資金	資金用途に応じた必要額	手形:2年以内 証書:10年以内
水産業振興 整備対策資金	漁業生産基盤や漁村地域社会を整備する資金、漁業経営にかかる資本装備の高度化・近代化や漁業者等の経営転換を図る水産振興資金、観光関連施設等の関連事業資金	事業費の80%	証書:20年以内
沿岸漁業等 推進資金	沿岸漁業等組合員に対する閑漁期や一時的な水揚げ不振時の運転資金、少額の設備資金	300万円未満	手形:1年以内 証書:6年以内
営漁資金 (当座借越)	沿岸漁業等組合員に対する閑漁期や一時的な水揚げ不振時の短期運転資金	300万円	3年毎の 自動更新

※静岡県漁業信用基金協会、静岡県信用保証協会の保証付き事業資金も取扱っております。

生活資金

利用の皆様の確かな生活をバックアップする貸出として次のような生活ローンを取扱っております。

(平成30年5月31日現在)

資金の概要 種類	資金用途	融資限度額	融資期間	
JFマリンバンク 住宅ローン	マイホーム新築・購入・増改築、民宿又は店舗を併設する住宅の新築・購入・増改築、土地購入・造成	5,000万円 (事業費の80%以内)	証書:35年以内	
漁協フリーローン	自動車購入、教育資金、旅行費用、結婚費用等の生活資金	300万円	証書:6年以内 ※教育資金は9年以内	
漁協カードローン	総合口座貯金や普通貯金にセットし、口座振替等の残高不足の場合、自動融資。	約定返済型:100万円 随時返済型:300万円	3年毎の 自動更新	
JFマリンバンク ローン	フリーローンモア	ご自由にお使いいただけます。 (事業資金は除く)	500万円	10年以内
	マイカープラン	自動車購入	1,000万円	10年以内
	リフォームプラン	自宅のリフォーム資金	1,000万円	15年以内

代理貸付

日本政策金融公庫等を取扱っております。

サービス・手数料

利用者の皆様のニーズにお応えするため、良質で利便性の高いサービスの提供を目指しております。

サービスのご案内

サービス名	内容
年金自動受取	一度の手続きで国民年金・厚生年金などの各種年金が自動的に利用者皆様の貯金口座に振り込まれます。
公共料金の自動振替	電気料・電話料・NHK受信料などを利用者皆様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
県税等の収納	自動車税などの県税、市町村民税などの収納を取り扱っています。
ネットサービス	本会発行のキャッシュカードにより、全国ほぼ全ての金融機関の自動機を使用して、現金の引出しと残高照会ができます。また、差引かれた手数料は、翌月5日にお手持ちの通帳にすべて入金(キャッシュバック)されます。
クレジットカードサービス	三菱UFJニコス株式会社と提携し、マリンクレジットカードでお買い物などができる他、キャッシングサービスを受けることができます。
デビットカードサービス	本会発行のキャッシュカードで、デビットカードサービスに参加している加盟店でお買い物ができます。

手数料のご案内

(平成30年5月31日現在)

【振込手数料】

(消費税含む)

国内為替 取扱種類			当連合会 同一店舗内	当連合会 他店宛	他金融 機関宛	
振込 手数料	窓口	振替	3万円未満	無料	324円	648円
			3万円以上	無料	540円	864円
		現金	3万円未満	無料	324円	648円
			3万円以上	216円	540円	864円
	自動機	振替	3万円未満	無料	無料	216円
			3万円以上	無料	無料	432円
		現金	3万円未満	無料	無料	216円
			3万円以上	216円	216円	432円
	インターネット バンキング	3万円未満	無料	無料	216円	
		3万円以上	無料	無料	432円	
	FD扱い	3万円未満	無料	216円	432円	
		3万円以上	無料	324円	648円	
インターネット伝送 サービス(WEB扱い)	3万円未満	無料	無料	216円		
	3万円以上	無料	無料	432円		
送金手数料				432円	648円	
代金取立手数料			至急扱い		1,080円	
			普通扱い		864円	

【貸出金取引手数料】

項目		事業資金	住宅ローン	小口ローン
繰上償還	全額	5,400円	1,080円	3,240円
	一部	5,400円	1,080円	3,240円
条件変更		5,400円	1,080円	3,240円

【両替手数料】

両替後の枚数	手数料
1枚～100枚	無料
101枚～300枚	108円
301枚～500枚	216円
501枚～1,000枚	324円
1,001枚～2,000枚	648円
2,001枚～	1,000枚毎 324円追加

【その他諸手数料】

項目		手数料
残高照明書 発行手数料	定時	216円
	随時	324円
ICキャッシュカード	新規	無料
	切替	1,327円
再発行手数料	通帳	324円
	証書	216円
	ICキャッシュカード	1,620円
取引履歴発行手数料	1口座毎	1,080円

(注1) サービス・手数料に関しまして不明な点は店頭窓口でお尋ねください。

(注2) 両替手数料は、両替前と後で硬貨枚数の多い方を適用します。

(注3) インターネットバンキング利用手数料は無料です。

役員等の報酬体系

役員

◇対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

◇役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	37	4

(注1)対象役員は、理事9名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2)退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

◇対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職員等

◇対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当連合会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当連合会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はありません。

(注1)対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2)「同等額」は、平成29年度に当連合会の常勤役員(常任理事は除く)に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3)平成29年度において当連合会の常勤役員(常任理事は除く)が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

その他

当連合会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませ

組織

会員数

(平成30年3月31日現在)

資格別	平成28年度末	平成29年度末
正会員	27	27
准会員	10	10
合計	37	37

役員

(平成30年5月31日現在)

役職名	常勤・非常勤の別	氏名	備考
代表理事会長	非常勤	宮原 淳一	
代表理事副会長	常勤	東出 隆蔵	員外理事
専務理事	常勤	川村 一成	員外理事
理事	非常勤	藪田 国之	
理事	非常勤	高田 充朗	
理事	非常勤	佐藤 泰一	
理事	非常勤	大川 隆夫	
代表監事	常勤	曾根 勝	員外監事
監事	非常勤	加藤 将和	員外監事
監事	非常勤	戸谷 雄一	員外監事

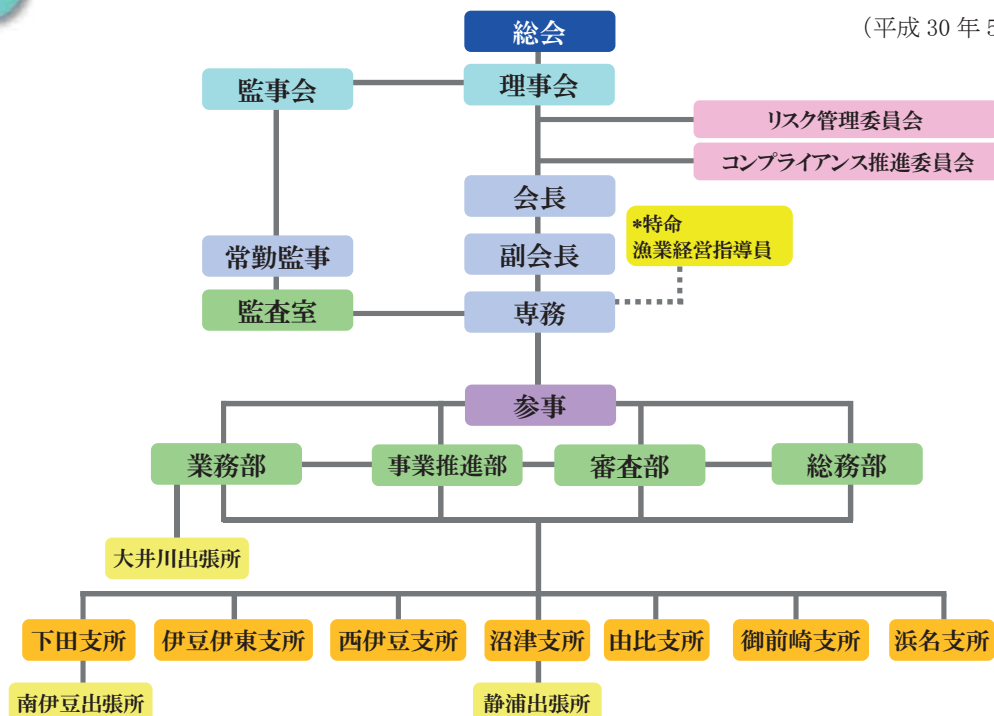
職員

(平成30年3月31日現在)

区分	平成28年度末	平成29年度末
参事	1	1
男子職員	31	33
女子職員	48	47
嘱託・常よう人	17	15
合計	97	96

機構図

(平成30年5月31日現在)



店舗一覽

(平成 30 年 5 月 31 日現在)

店舗	所在地	電話
本 所	静岡市葵区追手町 9 番 18 号	054-273-4414
業 務 部	焼津市本町1丁目7番1号	054-629-8682
大井川出張所	焼津市高新田 2445 番地の 17	054-622-0115
下 田 支 所	下田市 2 丁目 12 番 28 号	0558-22-1840
南伊豆出張所	賀茂郡南伊豆町手石 948 番地	0558-62-7009
伊豆伊東支所	伊東市新井 1 丁目 7 番 8 号	0557-36-8413
西伊豆支所	賀茂郡西伊豆町田子 1603 番地の 24	0558-53-2707
沼 津 支 所	沼津市戸田 339 番地	0558-97-5985
静 浦 出 張 所	沼津市獅子浜 243 番地の 1	055-931-3038
由 比 支 所	静岡市清水区蒲原小金 219 番地の 7	054-388-2233
御前崎支所	御前崎市港 6131 番地	0548-63-0395
浜 名 支 所	浜松市西区舞阪町舞阪 2119 番地の 19	053-597-0540



A T M 設 置 店 舗

○ATM設置台数:50台

(平成30年5月31日現在)

店舗名	ご利用時間	
本所(静岡中央ビル)	平日	8:45~18:00
うみえ〜る焼津	平日 土・日・祝	8:45~21:00 9:00~17:00
伊豆伊東支所	平日	8:30~17:00
いとう漁協 八幡野支所	平日	8:30~16:45
いとう漁協 富戸支所	平日	8:30~16:45
いとう漁協 川奈支所	平日	8:30~16:45
いとう漁協 宇佐美支所	平日	8:00~16:45
いとう漁協 網代支所	平日	8:00~16:00
初島漁協	平日	8:00~16:45
下田支所	平日	9:00~15:00
伊豆漁協 本所(下田支所)	平日	8:45~16:45
伊豆漁協 下田支所 白浜出張所	平日	8:45~16:45
伊豆漁協 下田支所 須崎出張所	平日	8:45~16:45
伊豆漁協 下田支所 田牛出張所	平日	8:45~16:45
伊豆漁協 稲取支所	平日	8:45~16:45
伊豆漁協 南伊豆支所	平日	8:45~16:45
伊豆漁協 南伊豆支所 湊出張所	平日	8:45~16:45
伊豆漁協 南伊豆支所 大瀬出張所	平日	8:45~16:45
伊豆漁協 南伊豆支所 三坂出張所	平日	8:45~16:45
伊豆漁協 南伊豆支所 子浦出張所	平日	8:45~16:45
西伊豆支所	平日	9:00~17:30
伊豆漁協 松崎支所	平日	8:45~16:45
伊豆漁協 松崎支所 岩地出張所	平日	8:45~16:45
伊豆漁協 仁科支所	平日	8:45~16:45
伊漁協 安良里支所	平日	8:45~16:45

店舗名	ご利用時間	
伊豆漁協 土肥支所	平日 (火曜日を除く)	8:45~16:45
沼津支所	平日 土・日・祝	8:30~20:00 9:00~17:00
内浦漁協	平日	8:30~16:45
沼津支所 静浦出張所	平日	8:30~16:45
沼津我入道漁協	平日	8:30~16:45
田子の浦漁協	平日	8:30~16:45
由比支所取次所	平日 土曜	8:00~19:00 9:00~17:00
由比支所	平日 土曜	8:00~19:00 9:00~17:00
清水漁協	平日	8:45~16:45
清水漁協 用宗支所	平日	8:45~18:00
本所 業務部	平日 土・日・祝 12月31日	8:45~21:00 9:00~17:00 9:00~17:00
本所 業務部 当日	平日 土曜	8:45~21:00 9:00~17:00
本所 業務部 大井川出張所	平日	8:45~16:45
南駿河湾漁協 吉田支所	平日	8:30~16:30
南駿河湾漁協 相良支所	平日	9:00~15:30
南駿河湾漁協 地頭方支所	平日	9:00~15:30
御前崎支所	平日 土・日	8:50~19:00 9:00~17:00
浜名支所	平日	8:30~16:30
浜名漁協 新居支所	平日	8:30~16:30
浜名漁協 雄踏支所	平日	8:30~16:30
浜名漁協 鷲津支所	平日	8:30~16:30
浜名漁協 入出支所	平日	9:00~15:00
浜名漁協 白洲支所	平日	8:30~16:30
浜名漁協 村楠支所	平日	9:00~16:30
浜名漁協 気賀支所	平日	8:30~15:00

沿革・歩み

(注) ()内は漁協系統信用事業に係る重要な動向です。

昭和24・10	当連合会創立(正会員79, 准会員1)
・11	賀茂地区等8地区に出張所開設
38・9	農林漁業金融公庫業務開始
・11	農林中金為替業務代理取扱開始
39・1	日かつ協会保証融資取扱開始
40・3	住宅金融公庫業務受託
42・9	農林漁業団体職員共済組合団体貸付業務受託
44・4	静岡県個人住宅建設資金貸付金融機関の指定認可
44・8	(漁業近代化資金助成法施行)
47・2	(全国漁協信用事業相互援助制度創設)
48・5	静岡県公金収納事務取扱金融機関の指定認可
48・7	(農水産業協同組合貯金保険法公布施行)
49・2	年金福祉事業団受託業務取扱金融機関の指定認可
・8	内国為替取引業務の認可
50・7	国庫金振込事務取扱金融機関の指定認可
54・1	国民金融公庫進学資金貸付受託金融機関の指定認可
・2	全国銀行内国為替制度加盟
・4	(沿岸漁業改善資金助成法公布)
62・8	農林中金代理業務による国債窓販取扱開始
平成01・6	全国漁協オンラインシステムによる貯金業務取扱実施
02・8	全国漁協オンラインシステムによる為替業務取扱実施
04・8	全国漁協オンラインシステムによる貸付業務取扱実施
・12	大井川町漁協信用事業統合
05・3	(県内漁協貯金ネットサービス取扱開始)
・10	下田市・土肥町・吉田町漁協信用事業統合
・12	松崎町・福田町漁協信用事業統合
06・2	南伊豆町漁協信用事業統合
・4	田子の浦・富士養鱒漁協信用事業統合
・6	内浦・静浦・沼津我入道漁協信用事業統合
・8	清水市漁協信用事業統合
・9	小川・坂井平田・相良町・地頭方漁協信用事業統合
・11	稲取漁協信用事業統合
07・3	網代港・初島・大熱海・御前崎町漁協信用事業統合
・6	仁科浜・田子・戸田漁協信用事業統合

07・9	由比港<由比・蒲原>・丸榛吉田うなぎ漁協信用事業統合
07・11	浜名湖養魚漁協信用事業統合
・12	安良里漁協信用事業統合
08・10	八幡野漁協信用事業統合
09・08	普通・後配出資による2,536百万円の増資を実施
10・03	静岡・伊東・下田・松崎手形交換所直接交換参加
・10	伊東市漁協信用事業統合
	MICS(業態間CDオンライン)に加盟
	漁協系統Mネットサービスを開始
11・11	静岡県信用保証協会取扱金融機関に指定
12・10	郵便局とのCD・ATM相互利用開始
	静岡県中小企業融資制度資金取扱金融機関に指定
・3	全国保証株式会社と保証基本契約締結
・7	デビットカード取扱開始
14・7	JFマリンネットバンク稼動
	ホームページ開設
15・1	JFマリンバンク静岡県本部設置
・3	優先出資発行による500百万円の増資を実施
・10	経営健全化委員会設置
・12	JFマリンバンク基本方針に基づく指定先区分「全国指定先」に指定
	決済用貯金システム稼動
	資本増強策による558百万円の普通増資を実施
17・2	資本増強策による853百万円の普通増資を実施
・3	経営改善計画の策定
	劣後特約付借入による139百万円の増資を実施
・10	業務改善命令(金融庁・農林水産庁)
・11	セブン銀行との提携を開始
17・12	浜名漁協信用事業統合
	浜名支所を立上げ
18・3	焼津鯉節水加協信用事業統合
	焼津鯉節支所を立上げ
・11	吉田地区2支所(吉田・丸榛吉田うなぎ)を本所業務部へ統合
・12	漁協合併推進本部を設置
	西伊豆地区4支所(松崎・仁科浜・安良里・土肥)を田子支所へ統合
	田子支所を西伊豆支所として立上げ
	稲取支所を下田支所へ統合
19・2	資本増強策による1,037百万円の増資を実施

19・3	JF マリンバンク支援協会より資本注入を実施(劣後特約付借入金 1,300 百万円)
・9	庵原地区 3 支所(田子の浦・蒲原・清水)を由比支所へ統合 蒲原支所を由比支所として立上げ
・10	榛南地区 2 支所(相良・地頭方)を御前崎支所へ統合 沼津地区 3 支所(内浦・静浦・沼津)を戸田支所へ統合 戸田支所を沼津支所として立上げ 沼津支所 静浦出張所を立上げ 南伊豆支所を下田支所へ統合 下田支所 南伊豆出張所を立上げ 焼津地区 2 支所(小川・大井川)を本所業務部へ統合 本所業務部 小川出張所を立上げ 本所業務部 大井川出張所を立上げ
20・1	伊東地区 3 支所(網代港・初島・大熱海)を伊豆伊東支所へ統合
・2	浜名湖養魚支所を浜名支所へ統合
・3	富士養鱒支所・福田支所を本所業務部 焼津鯉節支所を本所業務部へ統合 本所業務部 焼津鯉節出張所を立上げ 店舗再編完了(8 本支所・5 出張所)
・11	本所業務部 小川出張所を廃止
21・12	(中小企業金融円滑化法施行公布施) 金融円滑化法に基づく相談窓口設置 日本政策金融公庫との業務協力協定を締結
22・3	静岡県水産加工業協同組合連合会との業務協力協定 締結 本所業務部 焼津鯉節出張所を廃止
23・3	東日本大震災 発生(東日本大震災に伴う融資相談窓口開設)
・12	無保証人型漁業融資促進事業の取扱開始
24・3	自己査定システム稼働
・7	業務改善命令に基づく業務改善計画の実施状況報告の解除 JFマリンバンク基本方針に基づく指定先区分「全国指定先 レベル1」解除
・9	融資顧客情報システム稼働
25・3	JF マリンバンク支援協会からの劣後特約付借入金 1,300 百万円を返済
・10	為替事務センター稼働
・11	コンビニATM(ローソン・E-net)との提携を開始
・12	焼津漁協信用事業統合 焼津支所を立上げ 焼津支所 当目出張所を立上げ

26・4	電子帳票システム稼働
・10	ATMリモート精査システム稼働
27・4	参事 2 名体制
・10	焼津支所 当目出張所 廃止
・11	本所業務部を焼津支所所在地へ移転(店舗内店舗)
28・3	経営改善計画達成 中期経営計画(H28 年度～30 年度)策定
28・6	WEB自振取扱開始
28・9	焼津支所を本所業務部へ統合
・10	水産金融相談員制度創設
29・9	沼津支所 移転
・11	ATM他行(他県)カード振込対応開始
・12	東海 3 県合同企画実施 「海の恵みキャンペーン」

資料編

Marine Report 2018

目次

貸借対照表	22
損益計算書	23
注記表	24
キャッシュ・フロー計算書	30
剰余金処分計算書	30
経営諸指標の状況	31
自己資本の充実の状況	33
貯金の状況	42
貸出金の状況	43
リスク管理債権等	45
有価証券の状況	47
受託業務・為替業務等	48
財務諸表の正確性等にかかる確認書	49

貸借対照表

(単位:百万円)

資産	28年度末	29年度末	負債・純資産	28年度末	29年度末
現金	1,412	1,611	貯金	118,400	125,625
預け金	94,810	102,460	当座貯金	198	364
系統預け金	90,456	100,366	普通貯金	31,572	32,601
系統外預け金	4,354	2,094	納税準備貯金	1	1
有価証券	499	2,865	貯蓄貯金	23	20
地方債	-	1,964	別段貯金	105	87
社債	499	901	定期貯金	84,424	90,622
貸出金	27,950	27,011	積立定期貯金	793	765
手形貸付金	7,986	6,221	定期積金	1,280	1,161
証書貸付金	18,791	19,621	借入金	3,400	5,000
当座貸越	439	435	証書借入金	3,400	5,000
金融機関貸付	733	733	その他負債	343	673
その他資産	247	246	貸付留保金	134	457
未決済為替貸	3	5	未払法人税等	4	4
前払費用	16	15	従業員預り金	63	58
未収収益	127	119	未決済為替借	12	26
その他の資産	101	105	未払費用	105	96
固定資産	274	227	前受収益	15	12
有形固定資産	236	198	リース債務	0	-
無形固定資産	37	28	その他の負債	6	16
外部出資	5,275	5,275	諸引当金	347	378
繰延税金資産	30	33	賞与引当金	26	26
長期前払費用	31	29	退職給付引当金	292	318
債務保証見返	3	4	役員退職慰労引当金	28	32
貸倒引当金	▲ 892	▲ 810	債務保証	3	4
(うち一般貸倒引当金)	▲ 84	▲ 80	負債の合計	122,495	131,681
(うち個別貸倒引当金)	▲ 807	▲ 730	会員資本	7,149	7,272
			出資金	6,825	6,825
			利益剰余金	323	446
			当期末処分剰余金	245	218
			(うち当期剰余金)	194	186
			純資産の合計	7,149	7,272
資産の合計	129,644	138,954	負債及び純資産の合計	129,644	138,954

損益計算書

(単位:百万円)

	28年度末	29年度末
経常収益	1,357	1,294
資金運用収益	1,136	1,082
貸出金利息	550	491
預け金利息	60	30
有価証券利息配当金	1	20
受入雑利息	0	0
受取奨励金	471	484
受取特別配当金	52	55
役務取引等収益	33	31
内国為替受入手数料	22	20
その他受入手数料	8	7
その他の役務取引等収益	2	3
その他事業収益	127	127
受取出資配当金	126	126
受取助成金	0	1
その他経常収益	60	52
貸倒引当金戻入益	22	16
その他の経常収益	37	36
経常費用	1,132	1,105
資金調達費用	120	109
貯金利息	119	108
支払雑利息	0	1
借入金利息	0	-
役務取引等費用	25	24
内国為替支払手数料	13	13
その他の役務取引等費用	11	11
その他事業費用	21	19
融資保険料	4	4
事業推進費	15	12
債権管理費	1	3
事業管理費	963	948
その他経常費用	1	1
その他の経常費用	1	1
経常利益	224	188
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前当期利益	224	188
法人税、住民税及び事業税	4	4
法人税等調整額	25	▲ 2
当期剰余金	194	186
当期首繰越損失金	51	32
当期末処分剰余金	245	218

注記表

継続組合の前提に関する注記
該当ありません。
重要な会計方針に係る事項に関する注記
<ol style="list-style-type: none">有価証券(外部出資含む)の評価は、以下のとおりです。<ol style="list-style-type: none">満期保有目的の債券は償却原価法(定額法)によっております。市場価値のないその他有価証券(外部出資含む)の評価は、移動平均法による原価法です。固定資産の減価償却の方法は以下のとおりです。<ol style="list-style-type: none">有形固定資産(リース資産を除く)<ol style="list-style-type: none">減価償却資産の償却方法は定率法です。平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。平成28年4月1日以降取得の建物付属設備及び構築物の償却方法は定額法です。取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。無形固定資産(リース資産を除く)<ol style="list-style-type: none">本会利用ソフトウェアについては、本会における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。リース資産<ol style="list-style-type: none">リース資産のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。長期前払費用の処理方法は以下のとおりです。<ol style="list-style-type: none">特例業務負担金については均等償却によっております。引当金の計上基準は以下のとおりです。<ol style="list-style-type: none">貸倒引当金は、資産自己査定実施要領、経理規程及び引当償却基準に則り、以下のとおり計上しております。<p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p><p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを本会の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p><p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当事業年度は税法基準を採用)を計上しております。</p><p>すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、1次資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法)に基づき、必要額を計上しております。賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、役員退任慰労金支給規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。リース取引の処理方法は以下のとおりです。<ol style="list-style-type: none">所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。
会計方針の変更に関する注記
該当ありません。
表示方法の変更に関する注記
該当ありません。
会計上の見積りの変更に関する注記
該当ありません。
誤謬の訂正に関する注記
該当ありません。

貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額は 364,113,464 円、圧縮記帳累計額は 36,091,146 円です。
- 貸借対照表に計上した固定資産の他、車輛等についてはリース契約により使用しております。
- 担保に供している資産は、以下のとおりです。

(単位:円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期 末 残 高
預 け 金	24,000,000,000	質権	為 替 資 金 決 済	21,293,980
預 け 金	1,500,000	質権	別 段 貯 金	18,100
差 入 保 証 金	2,980,000	公金収納事務取扱担保	普 通 貯 金	32,744,759
			別 段 貯 金	5,244,954
計	24,004,480,000		計	59,301,793

- 理事(理事が代表する漁協・法人等を含む)、及び監事(監事が代表する漁協・法人等を含む)に対する金銭債権の総額は 2,928,568,589 円です。
- 理事(理事が代表する漁協・法人等を含む)、及び監事(監事が代表する漁協・法人等を含む)に対する金銭債務はありません。
- リスク管理債権の内訳は以下のとおりです。
 - 貸出金のうち、破綻先債権額は 108,908,013 円、延滞債権額は 2,128,254,419 円です。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じているものです。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。
 - 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は 0 円です。
 なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
 - 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 155,958,758 円です。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
 - 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 2,393,121,190 円です。なお、上記 1)～4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,297 百万円であります。これらの原契約期間は全て 1 年以内であります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

損益計算書に関する注記

該当する重要な事項はありません。

金融商品に関する注記

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
 本会は、静岡県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員およびその組合員(以下、所属員という。)に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。
 本会は貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、有価証券による運用を行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
 本会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、72.30%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は債権を満期保有目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 借入金については、水産業の発展を目的に農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金です。

金融商品に関する注記

3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

本会は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。

また、通常の貸出取引については、本所に審査部を設置し、各支所との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。

不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、事業推進部において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

② 市場リスクの管理

本会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM分析を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び本会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM分析などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思表示を行っております。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスク管理委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

本会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。本会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借入金」です。

本会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が2.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が948百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

本会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(4. 参照のこと)。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金	1,611,118,636	1,611,118,636	—
(2) 預け金	102,460,548,132	102,748,630,776	288,082,644
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,865,823,358	2,888,238,399	22,415,041
(3) 貸出金	27,011,286,590		
貸倒引当金(*)	▲ 810,937,798		
	26,200,348,792	27,051,590,258	851,241,466
資産計	133,137,838,918	134,299,578,069	1,161,739,151
(1) 貯金	125,625,390,672	125,591,446,815	▲ 33,943,857
(2) 借入金	5,000,000,000	5,000,000,000	0
負債計	130,625,390,672	130,591,446,815	▲ 33,943,857

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

金融商品に関する注記

3. 金融商品の時価の算定方法

資産

1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

2) 有価証券

債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率である LIBOR・円 SWAP レートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

2) 借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、2. の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:円)

① 系統出資(*)	3,948,045,920
② 系統外出資(*)	1,327,300,000
合計	5,275,345,920

(*)系統出資・系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	100,156,548,132	16,000,000	16,000,000	16,000,000	16,000,000	2,240,000,000
有価証券	0	0	0	0	0	2,864,701,000
満期保有目的 の債券	0	0	0	0	0	2,864,701,000
貸出金(*)	15,217,591,164	2,141,643,103	2,664,490,157	1,502,950,338	1,192,282,669	4,073,225,128
合計	115,374,139,296	2,157,643,103	2,680,490,157	1,518,950,338	1,208,282,669	9,177,926,128

(*) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の219,104,031円は、含めておりません。

なお、一部の金融機関向け貸出金733,000,000円は5年超に含めております。

金融商品に関する注記

6. 貯金の決算日後の返済予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	77,723,162,444	36,905,771,702	6,043,102,510	4,626,471,465	323,527,051	3,355,500
借入金	800,000,000	2,000,000,000	800,000,000	1,400,000,000	-	-
合計	78,523,162,444	38,905,771,702	6,843,102,510	6,026,471,465	323,527,051	3,355,500

(*) 貯金のうち要求払貯金32,987,513,767円については、「1年以内」に含めて開示しております。
また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は以下のとおりであります。

1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地 方 債	1,964,701,000	1,980,230,399	15,529,399
	社 債	701,122,358	708,680,000	7,557,642
	合計	2,665,823,358	2,688,910,399	23,087,041

(単位:円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社 債	200,000,000	199,328,000	▲ 672,000
	合計	200,000,000	199,328,000	▲ 672,000

退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下のとおりです。

1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」に基づき、簡便法により行っております。

2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:円)

期首における退職給付引当金	292,548,154
退職給付費用	34,837,281
退職給付の支払額	8,595,618
期末における退職給付引当金	318,789,817

3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:円)

退職給付債務	318,789,817
退職給付引当金	318,789,817

4) 退職給付に関連する損益

(単位:円)

簡便法で計算した退職給付費用	34,837,281
----------------	------------

2. 法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金6,608,669円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は85,012千円となっております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、以下のとおりです。

平成30年3月31日現在		(単位:円)
繰延税金資産内訳	貸倒引当金損金算入限度超過額	199,576,140
	退職給付引当金損金算入限度超過額	87,061,499
	賞与引当金損金算入限度超過額	7,252,727
	役員退任慰労引当金損金算入限度超過額	8,970,346
	貸出金未収収益	1,095,121
	減価償却限度超過額	589,294
	税務上の繰越欠損金	28,916,012
	繰延税金資産小計	333,461,139
	評価性引当額	▲ 300,188,001
	繰延税金資産合計(A)	33,273,138

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下のとおりです。

平成30年3月31日現在	
法定実効税率	27.31%
交際費等永久に損金算入されない項目	1.07%
受取配当金等永久に益金算入されない項目	▲ 9.13%
住民税均等割等	2.61%
その他	▲ 2.59%
評価性引当額の増減	▲ 18.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.27%

賃貸等不動産に関する注記

該当ありません。

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始後のリース取引以下のものについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
(リース資産の内容)
有形固定資産・・・車輛

資産除去債務に関する注記

該当する重要な事項はありません。

重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

その他の注記

該当ありません。

キャッシュ・フロー計算書

	(単位:百万円)	
	28年度末	29年度末
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	224	188
減価償却費	69	58
貸倒引当金の増減額(△は減少)	▲ 126	▲ 81
退職給付引当金の増加額	▲ 2	26
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	3	4
資金運用収益	▲ 1,136	▲ 1,082
資金調達費用	120	109
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減(△は純増)	1,894	939
預け金の純増減(△は純増)	▲ 5,700	▲ 6,600
貯金の純増減(△は純減)	4,078	7,224
借入金の純増減	1,400	1,600
その他	133	337
資金運用による収入	1,133	1,087
資金調達による支出	▲ 113	▲ 118
法人税等の支払額	▲ 4	▲ 4
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,962	3,670
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	▲ 56	▲ 11
外部出資による支出	▲ 7	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 564	▲ 2,377
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 70	▲ 44
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増加額	1,327	1,248
VI 現金及び現金同等物の期首残高	14,192	15,520
VII 現金及び現金同等物の当期末残高	15,520	16,769

剰余金処分計算書

	(単位:百万円)	
	28年度末	29年度末
当期末処分剰余金	245	218
剰余金処分数額	194	153
次期繰越剰余金	50	64

経営諸指標の状況

最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円、口)

	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
経常収益	1,291	1,381	1,380	1,357	1,294
経常利益	295	302	219	224	188
当期剰余金	283	327	260	194	186
出資金	6,825	6,825	6,825	6,825	6,825
出資口数	682,578	682,578	682,578	682,578	682,578
純資産額	6,448	6,775	7,036	7,149	7,272
総資産額	106,033	117,100	124,095	129,644	138,954
貯金等残高	98,705	109,432	114,322	118,400	125,625
貸出金残高	33,338	31,381	29,844	27,950	27,011
有価証券残高	-	-	-	499	2,865
剰余金配当金額	-	-	70	44	44
・出資配当の額	-	-	70	44	44
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職員数	95人	97人	97人	97人	96人
単体自己資本比率	19.31%	17.99%	17.78%	16.89%	16.36%

(注)「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(パーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

経営諸指標

(単位:百万円、%)

	28年度末	29年度末
貯貸率		
(期末)	23.60	21.50
(期中)	22.07	19.89
貯預率		
(期末)	80.07	81.56
(期中)	80.34	81.96
貯証率		
(期末)	0.42	2.28
(期中)	0.15	1.88
一職員当り貯金残高	1,220	1,308
一職員当り貸出金残高	288	281
一店舗当り貯金残高	9,866	10,468
一店舗当り貸出金残高	2,329	2,250
総資産経常利益率	0.15	0.12
総資産当期純利益率	0.13	0.12
資本経常利益率	3.22	2.65
資本当期純利益率	2.78	2.62

※ 職員数((前期末+当期末)÷2):96人

※ 平成30年3月31日現在の店舗数:12店舗

※ 総資産経常利益率=経常利益/総資産平均残高×100

※ 総資産当期純利益率=当期剰余金/総資産平均残高×100

※ 資本経常利益率=経常利益/資本勘定平均残高×100

※ 資本当期純利益率=当期剰余金/資本勘定平均残高×100

粗利益

(単位:百万円、%)

	28年度末	29年度末
資金運用収支	1,015	972
資金運用収益	1,136	1,082
資金調達費用	120	109
役務取引等収支	8	6
役務取引等収益	33	31
役務取引等費用	25	24
その他事業収支	105	107
その他事業収益	127	127
受取出資配当金	126	126
受取助成金	0	1
その他事業費用	21	19
事業粗利益	1,129	1,086
事業粗利益率	0.84	0.75

※ 事業粗利益=資金収支+役務収支+その他事業収支

※ 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位:百万円)

	28年度末	29年度末
業務純益	166	137

※ 業務純益＝事業粗利益－経費－一般貸倒金繰入額

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位:百万円・%)

	28年度末			29年度末		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	133,308	1,136	0.85	142,509	1,082	0.75
貸出金	28,689	550	1.91	27,331	491	1.79
預け金	104,420	584	0.55	112,587	570	0.50
有価証券	198	1	0.93	2,589	20	0.77
資金調達勘定	132,670	119	0.09	141,438	108	0.07
貯金	129,961	119	0.09	137,358	108	0.07
借入金	2,709	0	0.02	4,080	-	0.00
貯金原価率	-	-	0.84	-	-	0.78
総資金利ざや	-	-	0.18	-	-	0.11

※ 貯金原価率＝(貯金利息+経費(事業推進費+債権管理費+事業管理費))/貯金平残

※ 総資金利ざや＝総資金運用利回－総資金原価率

受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

	28年度末	29年度末
受取利息	▲ 52	▲ 54
うち貸出金	▲ 73	▲ 58
うち有価証券	1	18
うち預け金	18	▲ 13
支払利息	▲ 22	▲ 11
うち貯金	▲ 19	▲ 10
うち借入金	0	0
うちその他	▲ 3	0
差引	▲ 30	▲ 43

※ 増減額は前年度対比です。

経費の内訳

(単位:百万円)

	28年度末	29年度末
人件費	546	561
旅費交通費	15	15
業務費	122	119
負担金	27	28
施設費	223	195
貯金保険料	17	18
雑費	4	4
税金	5	5
合計	963	948

自己資本の充実の状況

自己資本調達手段の概要に関する事項

◇自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

平成29年度は、業務の効率化、管理費の節減等意欲的に取り組み、当期剰余金186百万円を計上いたしました。この結果、当期自己資本比率は16.36%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、後配出資金及び非累積的永久優先出資金により調達しております。

普通出資金

項目	内容
発行主体	静岡県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	55億27百万円(昨年度55億6百万円)

後配出資金

項目	内容
発行主体	静岡県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7億98百万円(昨年度8億19百万円)

非累積的永久優先出資金

項目	内容
発行主体	静岡県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	5億円(昨年度5億円)

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	28年度末		29年度末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	7,104		7,227	
うち、出資金及び資本準備金の額	6,825		6,825	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	323		446	
うち、外部流出予定額 (△)	▲ 44		▲ 44	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	84		80	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	84		80	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,189		7,307	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	16	11	16	11
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16	11	16	11
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	24	16	35	16
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-

特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	41		52	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	7,147		7,255	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	40,202		42,247	
資産(オン・バランス)項目	40,199		42,244	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 1,957		▲ 1,971	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によ りとしてリスク・アセットの額に算入されることになったもの の額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	11		4	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によ りとしてリスク・アセットの額に算入されることになったもの の額のうち、繰延税金資産に係るものの額	16		8	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によ りとしてリスク・アセットの額に算入されることになったもの の額のうち、前払年金費用に係るものの額	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの 額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控 除した額(Δ)	▲ 1,984		▲ 1,985	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス項目	2		3	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・ア セットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで 除して得た額	2,115		2,087	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	42,317		44,335	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.89%		16.36%	

自己資本の充実に関する事項

(単位:百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	28年度末			29年度末		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,284	—	—	3,167	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	94,877	18,975	759	102,513	20,502	820
法人等向け	1,502	751	30	1,904	952	38
中小企業等・個人向け	3,022	1,651	66	2,643	1,399	55
抵当権付住宅ローン	1,317	317	12	1,181	285	11
不動産取得等事業向け	228	228	9	209	209	8
三月以上延滞債権	257	168	6	237	131	5
漁業信用基金協会等保証	12,513	1,251	50	11,471	1,147	45
出資等	1,842	1,842	73	1,750	1,750	70
上記以外	12,816	14,988	599	13,721	15,857	634
うち農林中央金庫等の対象普通出資等	4,165	8,428	337	4,165	8,429	337
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額	27	27	1	13	13	0
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
合計	129,689	40,202	1,608	138,813	42,247	1,689

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

28年度末			29年度末		
粗利益額 a	オペレーショナル・リスク相当額を8%で 除して得た額 b=a×15%÷8%	所要自己 資本額 c=b×4%	粗利益額 a	オペレーショナル・リスク相当額を8%で 除して得た額 b=a×15%÷8%	所要自己 資本額 c=b×4%
1,130	2,119	84	1,086	2,036	81

※オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当連合会では基礎的手法を採用しています。

所要自己資本額

(単位:百万円)

28年度末		29年度末	
リスク・アセット (分母)合計 a	所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・アセット (分母)合計 a	所要自己 資本額 b=a×4%
42,317	1,692	44,335	1,773

信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当連合会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたり、リスク・ウエイトの判定に使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、
右記の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、
非依頼格付は使用しないこととしています。

(イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付
機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、
左記のとおりです。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

エクスポートジャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
金融機関向けエクスポートジャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポートジャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートジャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポートジャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	28年度末			29年度末		
	信用リスクに関するエクスポートジャーの残高			信用リスクに関するエクスポートジャーの残高		
	うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
法人						
農林水産業	14,887	14,887	—	14,484	14,484	—
製造業	4,959	4,959	—	4,951	4,951	—
建設業	52	52	—	45	45	—
運輸・通信業	60	60	—	58	58	—
卸売・小売業	366	366	—	363	363	—
金融・保険業	99,043	733	200	106,679	733	200
不動産業	—	—	—	—	—	—
サービス業	1,578	1,478	100	1,806	1,303	503
地方公共団体	1,284	1,284	—	3,167	1,197	1,970
その他	—	—	200	—	—	200
個人	4,164	4,164	—	3,910	3,910	—
固定資産等	3,296	—	—	3,350	—	—
合計	129,689	27,985	501	138,813	27,047	2,873

※ 全て国内取引です。

※ 「貸出金等」とは貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーを含んでいます。

※ 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

◇信用リスクに関するエクスポートジャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	28年度末			29年度末		
	信用リスクに関するエクスポートジャーの残高			信用リスクに関するエクスポートジャーの残高		
	うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
1年以下	100,156	12,198	—	107,164	10,725	—
1年超3年以下	3,609	3,523	—	4,869	4,837	—
3年超5年以下	3,543	3,457	—	2,883	2,851	—
5年超7年以下	1,545	1,459	—	1,603	1,571	—
7年超	6,977	2,103	501	7,014	1,920	2,873
期限の定めなし	13,859	5,245	—	15,280	5,143	—
合計	129,689	27,985	501	138,813	27,047	2,873

※ 全て国内取引です。

※ 「貸出金等」とは貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーを含んでいます。

◇3月以上延滞エクスポージャーの期末残高および業種別の内訳

(単位:百万円)

		28年度末	29年度末
法人	農林水産業	190	178
	製造業	-	0
	建設業	-	-
	運輸・通信業	-	-
	卸売・小売業	-	-
	金融・保険業	-	-
	不動産業	-	-
	サービス業	-	-
	地方公共団体	-	-
	その他	-	-
個人	67	58	
合計	257	237	

※全て国内取引です。

◇貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	28年度末					29年度末				
	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高
			使用目的	その他				使用目的	その他	
一般貸倒引当金	90	84	-	90	84	84	80	-	84	80
個別貸倒引当金	928	807	101	827	807	807	730	65	742	730
法人	農林水産業	483	416	26	457	416	362	26	390	362
	製造業	215	172	75	140	172	167	75	97	167
	建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	229	218	-	229	218	218	201	-	218	201

※全て国内取引です。

◇貸倒償却の額

(単位:百万円)

		28年度末	29年度末
法人	農林水産業	-	-
	製造業	-	-
	建設業	-	-
	運輸・通信業	-	-
	卸売・小売業	-	-
	金融・保険業	-	-
	不動産業	-	-
	サービス業	-	-
	地方公共団体	-	-
	その他	-	-
個人	-	-	
合計	-	-	

◇信用リスク削減効果勘案後の残高および自己資本控除額

(単位:百万円)

		28年度末			29年度末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用 リス ク削 減 効 果 勘 案 後 残 高	0%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	1,331	1,331	—	1,216	1,216
	20%	—	18,976	18,976	—	20,503	20,503
	35%	—	260	260	—	234	234
	50%	751	73	824	952	89	1,042
	75%	—	1,631	1,631	—	1,382	1,382
	100%	—	8,726	8,726	—	9,426	9,426
	150%	—	20	20	—	9	9
	200%	—	7,939	7,939	—	7,940	7,940
	250%	—	488	488	—	488	488
	1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
合 計		751	39,448	40,199	952	41,292	42,244

信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。
信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	28年度末		29年度末	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体及び我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関および証券会社向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等・個人向け	645	200	638	160
抵当権付住宅ローン	-	575	-	511
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-
漁業信用基金協会等保証	-	-	-	-
その他	674	22	510	19
合 計	1,320	797	1,149	690

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

なお、当連合会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取扱わない方針であり、取扱実績はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当連合会では証券化商品を取り扱わない方針であり、扱い実績はありません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資出資その他これに類する」とは貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当連合会においては、株式は「その他有価証券」、対象先としては系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営状況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの評価等は、株式については、その他有価証券として時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額 (単位:百万円)

	28年度末		29年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	5,275	-	5,275	-
合計	5,275	-	5,275	-

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する売却益、売却損、償却額はあります。

◇貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

該当する評価益、評価損はあります。

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当する評価益、評価損はあります。

金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、市場金利の変動により、金利感応性を持つすべての資産・負債の価値(貸出金、有価証券、貯金等)または、期間収益が変動するリスクです。

当連合会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦(平均残存2.5年)して金利リスクを算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

◇金利ショックに対する損益・経済価値の増減額 (単位:百万円)

	28年度末	29年度末
金利ショックに対する損益・ 経済価値の増減額	▲ 798	▲ 948

貯金の状況

種類別・貯金者別貯金残高

(単位:百万円)

	28年度末		29年度末		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
貯金残高	118,400	100.00%	125,625	100.00%	7,225
要求払貯金	31,901	26.94%	33,075	26.33%	1,174
当座貯金	198	0.17%	364	0.29%	166
普通貯金	31,574	26.67%	32,602	25.95%	1,028
貯蓄貯金	23	0.02%	20	0.02%	▲ 3
通知貯金	-	-	-	-	-
別段貯金	105	0.08%	87	0.06%	▲ 18
定期性貯金	86,499	73.06%	92,550	73.67%	6,051
定期貯金	85,218	71.97%	91,388	72.75%	6,170
固定金利定期貯金	85,218	71.97%	91,388	72.75%	6,170
変動金利定期貯金	-	-	-	-	-
定期積金	1,280	1.09%	1,161	0.93%	▲ 119
貯金者区分残高	118,400	100.00%	125,625	100.00%	7,225
員内	52,920	44.70%	53,143	42.30%	223
会員	6,825	5.76%	7,000	5.57%	175
組合員直接預り	46,094	38.94%	46,143	36.74%	49
員外	65,480	55.30%	72,481	57.70%	7,001
地方公共団体	22,476	18.98%	27,871	22.19%	5,395
金融機関	-	-	-	-	-
その他	43,004	36.32%	44,609	35.51%	1,605

※固定自由金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

※変動自由金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位:百万円)

	28年度末		29年度末		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	32,717	25.17%	33,620	24.48%	903
定期性貯金	97,243	74.82%	103,738	75.52%	6,495
計	129,961	100.00%	137,358	100.00%	7,397
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合計	129,961	100.00%	137,358	100.00%	7,397

※流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金+別段貯金

※定期性貯金=定期貯金+定期積金

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	28年度末	29年度末	増減
財形貯蓄残高	39	27	▲ 12

貸出金の状況

種類別・用途別・貸出者別貸出金残

(単位:百万円)

	28年度末		29年度末		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
手形貸付	7,986	28.57%	6,221	23.03%	▲ 1,765
証書貸付	18,791	67.23%	19,621	72.64%	830
当座貸越	439	1.57%	435	1.61%	▲ 4
金融機関貸付	733	2.63%	733	2.72%	0
割引手形	-	-	-	-	-
合計	27,950	100.00%	27,011	100.00%	▲ 939
固定金利	15,734	56.30%	14,874	55.08%	▲ 860
変動金利	12,215	43.70%	12,136	44.93%	▲ 79
運転資金	8,425	30.15%	6,656	24.65%	▲ 1,769
設備資金	19,524	69.85%	20,354	75.35%	830
貸出者区分	18,236	65.25%	16,957	62.78%	▲ 1,279
員内					
会員	6,045	21.63%	4,062	15.04%	▲ 1,983
組合員直接貸付	12,191	43.62%	12,895	47.74%	704
員外	9,713	34.75%	10,053	37.22%	340
地方公共団体	1,283	4.59%	1,192	4.41%	▲ 91
金融機関	733	2.62%	733	2.71%	0
その他	7,697	27.54%	8,128	30.09%	431

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

	28年度末		29年度末		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
手形貸付	8,738	30.46%	7,099	25.97%	▲ 1,639
証書貸付	18,969	66.12%	19,195	70.23%	226
当座貸越	248	0.86%	304	1.11%	56
金融機関貸付	733	2.56%	733	2.69%	0
割引手形	-	-	-	-	-
合計	28,689	100.00%	27,331	100.00%	▲ 1,358

業種別貸出残高

(単位:百万円)

	28年度末		29年度末		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
農林水産業	14,776	53.05%	14,422	53.57%	▲ 354
製造業	4,905	17.73%	4,702	17.59%	▲ 203
建設業	52	0.37%	45	0.35%	▲ 7
運輸・通信業	60	0.39%	58	0.39%	▲ 2
卸売・小売業	365	1.49%	363	1.52%	▲ 2
金融・保険業	733	2.79%	733	2.88%	0
不動産業	-	-	-	-	-
サービス業	1,292	4.79%	1,262	4.84%	▲ 30
地方公共団体	1,283	4.76%	1,192	4.58%	▲ 91
個人・その他	4,041	14.63%	3,795	14.22%	▲ 246
合計	27,950	100.00%	27,011	100.00%	▲ 939

貸出金担保別内訳

(単位:百万円)

	28年度末	29年度末	増減
貯金等	1,433	1,266	▲ 167
有価証券	-	-	-
動産	222	113	▲ 109
不動産	5,952	6,233	▲ 281
その他担保物	-	-	-
計	7,607	7,613	▲ 6
漁信基保証	12,199	11,222	▲ 977
その他保証	2,200	2,010	▲ 190
計	14,400	13,233	▲ 1,167
信用	5,942	6,164	▲ 222
合計	27,950	27,011	▲ 939

債務保証担保別内訳

(単位:百万円)

	28年度末	29年度末	増減
貯金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
計	-	-	-
信用	3	4	▲ 1
合計	3	4	▲ 1

主要な水産業関係の貸出残高

◇漁業種別等別

(単位:百万円)

		28年度末	29年度末	増減
漁業	海面漁業	6,112	5,515	▲ 597
	海面養殖業	242	192	▲ 50
	その他漁業	2,190	1,932	▲ 258
	漁業関係団体	9,496	10,225	▲ 729
合計		18,040	17,866	▲ 174

※ 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高(生活資金等)は含めておりません。

※ 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。(地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません。)

※ 公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金も含めております。

◇資金種類別

(貸出金)

(単位:百万円)

	28年度末	29年度末	増減
プロパー資金	10,763	10,437	▲ 326
水産制度資金	7,277	7,429	152
漁業近代化資金	5,843	6,486	643
その他制度資金等	1,434	942	▲ 492
合計	18,040	17,866	▲ 174

※ プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

※ 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行なうことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。ただし、公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金は、その他制度資金等を含めております。

(受託貸付金)

(単位:百万円)

	28年度末	29年度末	増減
日本政策金融公庫資金	24	21	▲ 3
その他	158	134	▲ 24
合計	183	156	▲ 27

※ 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

※ 公庫転貸資金のうち転貸漁協における漁業者向け貸出金は、水産制度資金のその他制度資金等に記載しております。(受託金融機関は受託貸付金に記載しております)

リスク管理債権等

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	28年度末					29年度末				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	90	84	-	90	84	84	80	-	84	80
個別貸倒引当金	928	807	101	827	807	807	730	65	742	730
合計	1,019	892	101	918	892	892	810	65	827	810

貸出金償却額

(単位:百万円)

	28年度末	29年度末
貸出金償却額	-	-

リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

	28年度末	29年度末	増減
リスク管理債権総額	2,082	2,393	311
(A)=①+②+③+④			
破綻先債権額 ①	54	108	54
延滞債権額 ②	1,881	2,128	247
3ヶ月以上延滞債権額 ③	-	-	-
貸出債権緩和債権額 ④	147	155	8
保全額合計 (D)=(B)+(C)	1,922	2,222	300
担保・保証付債権額 (B)	1,114	1,491	377
貸倒引当金残高 (C)	807	730	▲ 77
保全率 (D)/(A)	92.29	92.85	0.56

- ※1 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
- ※2 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。
- ※3 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金(※1、※2に掲げるものを除く。)をいいます。
- ※4 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(※1、※2、※3に掲げるものを除く。)をいいます。
- ※5 「担保・保証付債権額(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
- ※6 「貸倒引当金残高(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

	28年度末	29年度末	増減
不良債権額合計 (A)	2,082	2,393	311
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,186	901	▲ 285
危険債権	748	1,335	587
要管理債権	147	155	8
正常債権	25,902	24,654	▲ 1,248
保全額合計 (D)=(B)+(C)	1,922	2,222	300
担保・保証付債権額 (B)	1,114	1,491	377
貸倒引当金残高 (C)	807	730	▲ 77
保全率 (D)/(A)	92.29	92.85	0.56

- ※ 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- ※ 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- ※ 「要管理債権」とは、基本的には、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。
- ※ 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。
- ※ 「担保・保証付債権額(B)」は、「金融再生法開示債権総額(A)」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
- ※ 「貸倒引当金残高(C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

有価証券の状況

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

	28年度末		29年度末		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	1,798	69.45	1,798
政保債	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-
社債	198	100.00	791	30.55	593
株式	-	-	-	-	-
外債・その他	-	-	-	-	-
合計	198	100.00	2,589	100.00	2,391

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超	3年超	5年超	7年超	10年超	期間の 定めなし	合計
28年度末	国債	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-	-	-
	政保債	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	499	-	499
	外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
	受益証券	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度末	国債	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	1,964	-	1,964
	政保債	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	901	-	901
	外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
	受益証券	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-

有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(単位:百万円)

	28年度末			29年度末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	-	-	-	-	-	-
満期保有目的	499	479	▲ 20	2,865	2,888	23
その他	-	-	-	-	-	-
合計	499	479	▲ 20	2,865	2,888	23

※ 本表記載の有価証券は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

※ 満期保有有価証券については、取得原価が貸借対照表価額として計上されております。

※ 売買目的及びその他有価証券は、保有しておりません。

金銭の信託

(単位:百万円)

	28年度末			29年度末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
金銭の信託	-	-	-	-	-	-

保有有価証券の利回り

(単位:%)

	28年度末	29年度末
国債	-	-
地方債	-	0.71
政府保証債	-	-
金融債	-	-
社債	0.93	0.83
平均	0.93	0.75

デリバティブ等取引の状況

オンバランス取引、先物取引及びオプション取引に係る契約はありません。

受託業務・為替業務等

受託貸付金の残高

(単位:百万円)

	28年度末	29年度末
日本政策金融公庫(農林)	6	3
住宅金融支援機構	157	133
福祉医療機構	1	0
日本政策金融公庫(教育)	18	17
合計	183	156

内国為替の取扱実績

(単位:百万円)

		28年度末		29年度末	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込	件数	44,993	43,554	44,224	41,564
	金額	109,429	121,282	120,802	136,458
代金取立	件数	0	117	3	22
	金額	0	412	16	63
合計	件数	44,993	43,671	44,227	41,586
	金額	109,429	121,694	120,818	136,521

財務諸表の正確性等にかかる確認書

1. 私は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの事業年度のディスクロージャー(Marine Report 2018)に記載した内容のうち、財務諸表に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。

2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成 30 年 6 月 20 日

静岡県信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 宮原 淳一



静岡県信用漁業協同組合連合会

〒420-8644

静岡県静岡市葵区追手町9番18号

TEL:054-273-4414

FAX:054-255-3051

<http://www.jf-sizusingyo.com/>